## 第5章 施策体系



- (1) 依存症の理解を深めるための普及啓発
  - ア 依存症に対する正しい知識の普及と理解の促進
  - イ 関係事業者による普及啓発
  - (2) 青少年等に対する予防教育
    - ア 学校教育等の推進
    - イ 関係事業者による若年層への予防に関する取組

### 基本方針2:必要な支援につなげる相談支援体制づくり

- ├ (1) 依存症の本人及び家族等への相談支援の強化
  - (2) 多機関の連携・協力による総合的な相談支援体制の構築

### 基本方針3:医療の質の向上と医療体制の強化

- └ (1) 依存症専門医療機関等における医療提供体制の強化
  - (2) 依存症の治療が可能な医療機関の充実

# 基本方針4:回復支援の充実

- └ (1) 自助グループ等との連携推進
  - (2) 社会復帰支援の充実

# 基本方針5:依存症関係機関による連携体制の構築

- └ (1) 予防から相談、治療、回復支援までの切れ目のない相談支援体制の構築
  - (2) 人材の確保